

## ☆☆ 未熟児養育医療給付制度のご案内 ☆☆

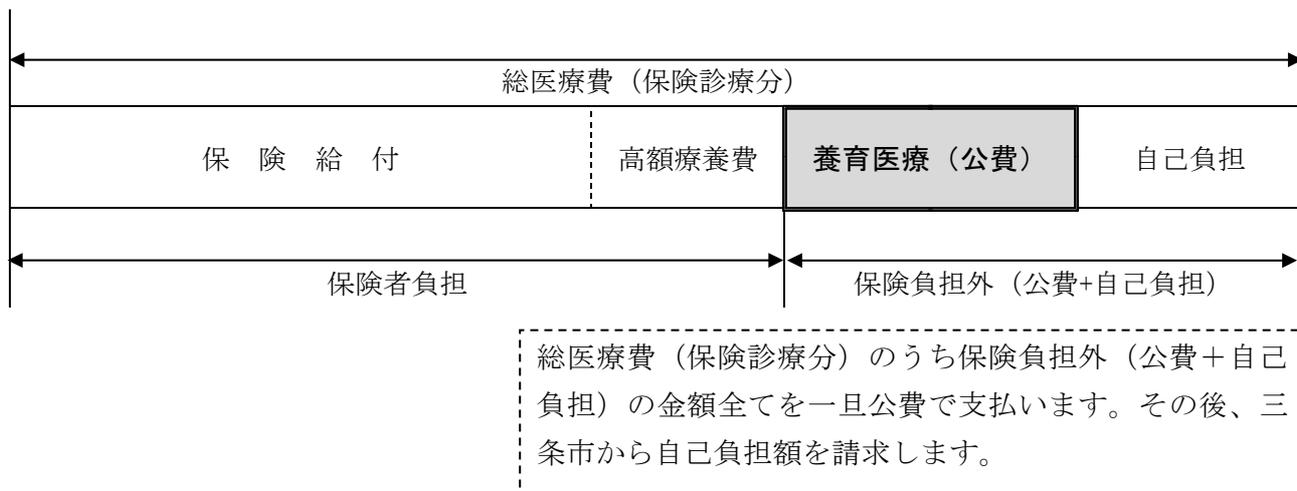
子育て支援課子育て支援係

生まれたときの体重が2,000g以下であるか、または2,000gを越えていても医師の診断により生活力薄弱であって一定の症状を有している乳児に対し、指定養育医療機関において入院養育を必要と認めた場合に医療費の一部を助成します。

### 1 給付の内容について

認定されると出生から退院までの入院治療に係る保険診療の自己負担分が公費負担となります。入院中の食事療養費も公費負担に含みます。ただし、所得に応じて自己負担額が生じます。

また、健康保険法で対象としている医療費が給付範囲となりますので、保険適用外の費用（差額ベッド代・文書料など）は給付対象外です。



### 2 費用（自己負担額）について

養育医療給付が決定すると、自己負担額が生じます。この負担額は、お子さんの入院日数及び世帯の市町村民税額などに応じて月毎に決定されます。

自己負担額が決定しますと市（三条市教育委員会子育て支援課）から納入通知書が送付されますので、金融機関を通じて納入してください。納入通知書の送付時期は、各診療月から約2～3か月後となります。

この自己負担額は、子ども医療の助成対象となります。詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

### 3 未熟児養育医療における自己負担額基準額表

世帯の市町村民税額等の状況により、自己負担の基準額（月の初日から末日まで入院した場合の自己負担額）は次の表のとおりとなります。

実際に負担していただく金額については、この基準額と入院日数をもとに三条市で算出し、後日納入通知書でお知らせします。

例：D 5（基準額34,800円）の世帯の乳児が4月に20日間入院した場合  
 $34,800円 \times 20/30(日) = 23,200円$ をお支払いいただきます（10円未満切り捨て）

階 層 区 分			負担基準月額	加算基準月額	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者の属する世帯		円 0	円 0	
B	市町村民税非課税世帯		2,600	260	
C	市町村民税の均等割のみ課税世帯		5,400	540	
D	市町村民税 所得割課税世帯	所得割の年額 15,000 円以下	D 1	7,900	790
		15,001 円 ~ 21,000 円	D 2	10,800	1,080
		21,001 円 ~ 51,000 円	D 3	16,200	1,620
		51,001 円 ~ 87,000 円	D 4	22,400	2,240
		87,001 円 ~ 171,300 円	D 5	34,800	3,480
		171,301 円 ~ 252,100 円	D 6	49,400	4,940
		252,101 円 ~ 342,100 円	D 7	65,000	6,500
		342,101 円 ~ 450,100 円	D 8	82,400	8,240
		450,101 円 ~ 579,000 円	D 9	102,000	10,200
		579,001 円 ~ 700,900 円	D10	123,400	12,340
		700,901 円 ~ 849,000 円	D11	147,000	14,700
		849,001 円 ~ 1,041,000 円	D12	172,500	17,250
		1,041,001 円 ~ 1,222,500 円	D13	199,900	19,990
		1,222,501 円 ~ 1,423,500 円	D14	229,400	22,940
		1,423,501 円 以上	D15	全 額	左の基準額の10% ただし、その額が26,300円に満たない場合は26,300円
	※寄附金控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除は適用しない額で判断します。				
備考	同一世帯から2人以上の児童が同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の負担基準月額による算定額が最も多額となる児童以外の児童については、加算基準月額（負担基準月額の1/10）により自己負担額を算定します。				

## 4 申請手続

(1) 申請窓口：三条、栄、下田の各庁舎の総合窓口

(2) 申請に必要なもの

- |                        |   |                     |
|------------------------|---|---------------------|
| ① 養育医療給付申請書            | } | 申請窓口に備え付けてあります。     |
| ② 世帯調書                 |   |                     |
| ③ 同意書                  |   |                     |
| ④ 養育医療意見書              |   | (指定養育医療機関が作成します。)   |
| ⑤ 対象乳幼児の保険証の写し         |   |                     |
| ⑥ 個人番号(マイナンバー)が確認できる書類 |   | (マイナンバーカードなど)       |
| ⑦ 本人確認書類               |   | (運転免許証、マイナンバーカードなど) |

【世帯の扶養義務者の方の状況に応じて提出が必要な書類】

- ⑧ 生活保護受給世帯の証明書(生活保護を受けている方)

(3) 養育医療券の交付

認定された場合は養育医療券が交付されますので、医療機関の窓口に提示してください。

(4) その他

- ① 養育医療券を紛失した場合や、養育医療券の記載事項に変更が生じた場合は申請窓口で再発行の申請をしてください。
- ② 治療の継続が必要となる場合は、医療機関から三条市に協議されます。承認された場合、継続承認書が医療機関に交付されます。(保護者が手続をする必要はありません。)

## 5 申請・届出窓口

### ●市民窓口課市民総合窓口

※市民窓口での手続は予約ができます。

予約サイト又は予約専用電話(050-1809-8310)をご利用ください。



〈市民窓口課予約サイト〉

### ●栄・下田サービスセンターの総合窓口グループ

## 6 問合せ先

三条市教育委員会 子育て支援課子育て支援係  
〒959-1192 三条市新堀1311番地  
電話：0256-45-1113  
FAX：0256-45-1130  
Email：[kosodate@city.sanjo.niigata.jp](mailto:kosodate@city.sanjo.niigata.jp)